



バーチャルYouTuberの法的保護

檜山, 洋子

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2022-09-25

(Date of Publication)

2023-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8417号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477843>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	<small>ヒヤマ ヨウコ</small> 檜山洋子
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	バーチャル YouTuber の法的保護
審査委員	主査 教授 島並良 教授 前田健 教授 窪田充見

論文内容の要旨

動画配信サイト YouTube 上で活動するキャラクターである、いわゆる「バーチャル YouTuber」は、デジタルの動きを提供する生身の人間と、デジタル化に当たって使われる技術とが混じり合った、新しい形態のエンターテイナーである。バーチャル YouTuber は、見かけはアニメのようなキャラクターであるが、アニメのキャラクターのようにシナリオ等によって予め定められたセリフは存在せず、むしろ自然人としての YouTuber と同じく、それぞれのバーチャル YouTuber に固有の性格や意思に基づいて、行動し発話する。本論文は、このような、キャラクターとそれを動かす人間のハイブリッド創作物の「演者」であり「クリエイター」でもあるバーチャル YouTuber について、望ましい法的保護のありかたを探るものである。

第 1 章では、バーチャル YouTuber とはどのような性質をもつ存在であるかを確認するため、既存の考察とアメリカのバーチャルアクターに関する分類を前提に、筆者独自の定義付けを試みている。その結果、バーチャル YouTuber とは、①動画上の「バーチャル YouTuber」に声を当てて鑑賞者に語りかけている実際のひとである「パーソン」、②パーソンが用いるアバターが表象する「(フィクショナル) キャラクター」、そして、③視聴者と直接コミュニケーションを取るメディア上のキャラクターを介したパーソンの現れである「(メディア) ペルソナ」の 3 つが全て揃ったものとして定義された。そして、法的保護を構想するにあたっては、この 3 要素からなる複合性という特性を十分に考慮しなければならないとの知見が得られた。

第 2 章では、バーチャル YouTuber を取り巻くデジタル世界がバーチャル YouTuber にどのような影響を与えているかを検討し、バーチャル YouTuber の法的保護の必要性を論じている。そして、バーチャル YouTuber がパーソン、キャラクター、ペルソナの 3 要素から構成されることから、キャラクターを無断使用した配信や、ペルソナに対する人格侵害的な行為が、ひいては自然人たるパーソンに対する経済的・精神的な利益を侵害する可能性があり、そこに法的保護の必要性がみとめられるとする。

第 3 章では、バーチャル YouTuber の、著作権とパブリシティ権による保護の可能性を検討している。著作権については、バーチャル YouTuber がアバターとして使用する抽象的な（つまり具体的な絵画的キャラクターから離れた）ペルソナに対して、作画者ではないバーチャル YouTuber が著作権を持つことの可否を検討し、日本の伝統的な著作権法の考え方によればそれは難しいとしつつ、米国での議論を参照しながらその余地を肯定している。また、パブリシティ権については、我が国の最上級審で初めてその保護可能性が肯定されたピンク・レディー事件最高裁判決に至るまでの実務の足跡を辿った上で、同じく米国の裁判例を分析した上で、バーチャル YouTuber のパーソンの「声のパブリシティ権」を超えた「ペルソナのパブリシティ権」を認めるべきことを主張している。

本論文は、最後に、バーチャル時代のエンターテインメントを世間に一気に広めたバー

チャル YouTuber が、今後、呼称や形と活躍の場を変えつつ、ますます一般社会に浸透していくと思われることを前提に、人とデジタルのハイブリッドな存在が活躍するバーチャル時代にあって、未だ確固とした法的保護を受けられていないパフォーマーやクリエイターの地位を法的に堅固にすることが、新しい想像力の開花と文化の発展に寄与するものであることを指摘する。そのような認識を踏まえ、人とキャラクターのハイブリッドなパフォーマー兼クリエイターであるバーチャル YouTuber を素材に、日進月歩のエンターテインメント世界における新しいタイプの創作活動に対する規律を今後も検討していくことの必要性に触れ、本論文は閉じられている。

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の長所としては、次の諸点を挙げるができる。

まず何よりも賞賛されるべきなのは、我が国はもちろん世界的にも議論蓄積の乏しいバーチャル YouTuber に対する法学的研究を開拓した点である。その際、本論文は、バーチャル YouTuber がパーソン、キャラクター、ペルソナという3つの要素からなることを適切に指摘し、これら3要素の複合的な性格を持つという特性に鑑みた法的保護のあり方を模索しており、今後このテーマを扱う研究にとって避けることが出来ない先行業績となった。

第二の長所は、バーチャル YouTuber が持つ3要素のうち、特にペルソナに着目した保護が必要であることを示した上で、そのような絵画等の具体的要素に還元できない抽象的な存在の法的保護のあり方に、果敢に切り込んでいる点である。これまで、著作権法の保護は、登場人物の性格設定などの抽象的な「キャラクター」には及ばないとされており、それは「キャラクター」は小説や漫画などの具体的表現ではなく、それが昇華したアイデアだからだと理解されてきた。しかし本論文は、まずキャラクターの視覚的要素とは区別された、その思想、性格や行動の特性なども併せて醸し出される全体的な特性を「ペルソナ」として剔出した上で、バーチャル YouTuber においてはペルソナに具体的な小説や漫画といった具体的表現の裏付けがそもそもないことに着目し、それがパーソン（自然人）としてのバーチャル YouTuber によって創作的に表現された新しいタイプの著作物である可能性を指摘する。また、パブリシティ権についても、その客体が日本では氏名・肖像に限られるかのような理解が多数であるのに対して、本論文は同権利が法的に承認されてきた根拠に照らして、権利客体の範囲をパーソンたるバーチャル YouTuber のペルソナについても拡張することを提案する。このような本論文の検討結果は、知的財産法学の通説が拠って立つ枠組（たとえば、著作権法学における表現アイデアの二分論）自体を揺るがすほどの潜在性を持っていると評価できる。

第三に、著作権やパブリシティ権によるバーチャル YouTuber の保護を図りつつも、その限界を検討し、実務的に受け入れられ易い着地点を提案する点も、本論文の長所であると考えられる。たとえば、実定法上の根拠を欠くパブリシティ権について、ピンク・レディー事件最高裁判決は無断利用の態様や程度の観点から保護の限界を示したところ、本論文はそれとは別に、そもそもパブリシティ権の主体（本論文の場合は、バーチャル YouTuber）が備えているべき要件を検討し、ペルソナの成熟度と著名度による顧客吸引力の程度という2つの指標の相関的な保護のあり方を探っている点で、これまでにない新規性を持つ研究であり、学界への貢献が認められる。

2. もっとも本論文にも短所がないわけではない。

第一に、本論文では、バーチャル YouTuber を構成する3つの要素として、パーソン、キャラクター、ペルソナを適切に剔出するが、単に「バーチャル YouTuber」との語を用いた

場合に、そのいずれの要素を指しているのかが一読して必ずしも明らかでない場合が散見された。また、日本の学説上の議論では、筆者のいう「ペルソナ」を指して（抽象的）「キャラクター」と呼ばれることもあったことから、単に「キャラクター」の語が使われる場面で、それが抽象的な人格等を意味するのか（古典的用法）、それともより具体的な視覚的表現を指すのか（本論文による限定的用法）が、不分明な箇所も認められた。もちろん、文脈を丹念に辿れば筆者の意図する用法は理解できるものの、論文読者にそのような負荷をかけることなく文意を伝える一層の工夫が欲しいところである。

第二に、バーチャル YouTuber の保護を図る必要性があるとしても、その法的手段が著作権とパブリシティ権に限られるかは検討の余地ある課題と思われるところ、残念ながら本論文は、これら 2 つの法制度による保護のみを前提としている。この課題は、既存の知的財産権複数の相互関係（棲み分け保護、重畳保護など）や、さらにはそれら既存の権利の及ばない間隙について、一般不法行為法や新たに創設されるべき権利による保護がいかなる理由でどの程度認められるか等、知的財産法学の基礎理論に関わる魅力的なテーマであるにもかかわらず、時間的な制約もあって、本論文では全く触れられることがなかった。

しかしながら、これらは問題点というより、新しく切り開いた検討対象において最初に遭遇する問題として、むしろ次なる研究の発展によって明らかにされるべき課題を示したものともいえる。また、弁護士としての日々の業務の中で生じた問題意識を理論的に深め、自己の主張に繋げることを目指すトップ・ロイヤーズ・プログラム学生による博士論文としては、知的財産法学の基礎理論との関係はその接点の所在が適切に示されていれば足り、むしろ実務に「役立つ」規範の提案に主眼を置いた本論文の高い価値を大きく損なうものではない。

3. 以上から、審査委員は、本論文がその筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する優秀な論文であり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。

令和 4 年 9 月 2 日

審査委員 主査 教授 島並良
教授 前田健
教授 窪田充見